

誓約書 (様式A)

今般、健保 二郎 (続柄: 二男) を被扶養者として

申請するにあたり、資格取得後の本人の年収は、国の定める範囲内であると判断いたします。

国の定める範囲内 (厚生省保険局長通達第 15 号 平成 5 年 3 月)

- ① 60 歳未満の被扶養者 … 年収は 130 万円未満であること
- ② 60 歳以上の被扶養者 … 年収は 180 万円未満であること

なお、当年の年収が上記基準を超えることが明らかになった場合は、速やかに被扶養者資格の喪失手続きを行うこと、及び被扶養者資格の喪失手続きが遅延し、喪失事由に該当する日以降に保険給付が発生していた場合には、速やかに該当保険給付費を弁済することを誓約いたします。

令和 00 年 00 月 00 日

記号・番号: 2001 - 00000

(被保険者) 健保 太郎

健保